

## 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第5条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 連絡会議は次の事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動に関わること
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3条 次の委員によって連絡会議を構成する。

- (1) 図書ボランティア
- (2) 川崎市総括学校司書
- (3) 保育園等・学校・図書館関係者
- (4) その他読書活動にかかわっている者

### (庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、学校教育部指導課及び生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

### (その他の事項)

第5条 この要綱によるものの他、必要な事項は教育長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は平成16年6月30日から施行する。

#### (施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

#### (施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

#### (施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。